



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に 関する講習の実施 (消防政策課)	1
高知県議会規則	
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	1
高知県議会告示	
◎高知県政務調査費の交付に関する規程の一部改正	2

告 示

高知県告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年1月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知本山
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
土佐郡土佐町地藏寺 字炭ガマ766番1から 土佐郡土佐町榎山字 立割渡瀬32番1まで	前	5.0	415	
		22.4		
	後	A	5.0	415
			22.4	
		B	7.5	461
			35.4	

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成25年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成25年2月5日（火） 高知県庁正庁ホール	消火設備	午前9時から午後5時まで
平成25年2月6日（水） 〃	避難設備及び消火器	〃
平成25年2月7日（木） 〃	警報設備	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成25年1月15日（火）から同月24日（木）までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

議 会 規 則

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年1月4日

高知県議会議長 武石 利彦

高知県議会規則第1号

高知県議会会議規則の一部を改正する規則

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

目次中

「第10章 秘密会（第92条・第93条）

第11章 辞職及び資格の決定（第94条―第97条）

第12章 規律（第98条―第106条）

第13章 懲罰（第107条―第113条）

第14章 会議録（第114条―第117条）

第15章 協議又は調整を行うための場（第118条）

第16章 議員の派遣（第119条）

第17章 補則（第120条）

を

「第10章 公聴会及び参考人（第92条―第98条）

第11章 秘密会（第99条・第100条）

第12章 辞職及び資格の決定（第101条―第104条）

第13章 規律（第105条―第113条）

第14章 懲罰（第114条―第120条）

第15章 会議録（第121条―第124条）

第16章 協議又は調整を行うための場（第125条）

第17章 議員の派遣（第126条）

第18章 補則（第127条）

に改める。

第6条第2項中「議長において」を「、議長において」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「その日」を「、その日」に、「終わった」を「終わった」に改める。

第22条第2項中「場合」を「場合は」に改める。

第27条中「書記をして」を「書記に」に改める。

第28条第1項中「をして議員」を削り、「投票用紙」を「投票用紙を議員に対して」に改め、同条第2項中「書記をして」を「書記に」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第38条中「書記をして」を「書記に」に改める。

第39条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第40条中「まって」を「待って」に改める。

第49条第1項ただし書及び第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条中「をなるべく」を「とをなるべく」に改める。

第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

<p>第57条第2項中「、会議」を「会議」に改める。 第61条を次のように改める。 (準用)</p> <p>第61条 第57条の規定は、第59条第1項及び前条第1項の質問について準用する。</p> <p>第66条中「聞くこと」を「聴くこと」に改める。 第71条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。 第76条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。 第79条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。 第80条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「の要求」を「との要求」に改める。 第83条中「、第28条、第29条、第30条、第31条」を「から第31条まで」に改める。 第85条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。 第86条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。 第87条第1項中「所在地」を「所在地及び名称」に、「名称を記載し、代表者」が署名又は記名押印しなければ」を「代表者」が署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は記名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。 第91条第1項中「に区分し」を「とに区分し」に改め、同条第3項中「適当と」を「適当であると」に改める。 第17章中第120条を第127条とし、同章を第18章とする。 第16章中第119条を第126条とし、同章を第17章とする。 第15章中第118条を第125条とし、同章を第16章とする。 第14章中第117条を第124条とし、第116条を第123条とし、第115条を第122条とする。 第114条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第4号及び第5号中「職氏名」を「職名及び氏名」に改め、同項第15号中「その他」を「前各号に掲げる事項のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「適当と」を「適当であると」に改め、第14章中同条を第121条とし、同章を第15章とする。 第13章中第113条を第120条とし、第108条から第112条までを7条ずつ繰り下げる。 第107条第2項ただし書中「第93条第2項」を「第100条第2項」に改め、第13章中同条を第114条とし、同章を第14章とする。 第12章中第106条を第113条とし、第105条を第112条とし、第104条を第111条とする。</p>	<p>第103条中「書籍の類」を「書籍の類い」に改め、同条を第110条とする。 第102条を第109条とし、第101条を第108条とし、第100条を第107条とする。 第99条中「えり巻」を「襟巻」に、「かさの類」を「かさの類い」に改め、同条を第106条とする。 第12章中第98条を第105条とし、同章を第13章とする。 第11章中第97条を第104条とし、第94条から第96条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。 第10章中第93条を第100条とし、第92条を第99条とし、同章を第11章とする。 第9章の次に次の1章を加える。 第10章 公聴会及び参考人 (公聴会開催の手続)</p> <p>第92条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書で、あらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。 (公述人の決定)</p> <p>第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言)</p> <p>第95条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 (議員と公述人の質疑)</p> <p>第96条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。 (代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第97条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人)</p>	<p>第98条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、当該参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 前3条の規定は、参考人について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第71条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。</p> <p>----- 議 会 告 示 -----</p> <p>高知県議会告示第1号 高知県政務調査費の交付に関する規程(平成13年4月高知県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。 平成25年1月4日 高知県議会議長 武石 利彦</p> <p>題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。 第1条中「高知県政務調査費の交付に関する条例」を「高知県政務活動費の交付に関する条例」に、「に基づく政務調査費の交付」を「の規定に基づき、政務活動費の交付その他政務活動費」に改める。 第2条第1項中「別記第1号様式により」を「別記第1号様式に」に改める。 第3条の見出しを「(会派等の通知書)」に改め、同条中「規定による知事への通知」を「知事への通知書」に改める。 第4条の見出しを「(政務活動費の請求書)」に改め、同条中「規定による知事への請求」を「知事への請求書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「別記第5号様式により」を「別記第5号様式に」に改める。 第5条を削る。 第6条中「第10条第1項」を「第10条第1項から第3項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第5条とする。 第7条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「その内訳」を「、その内訳」に、「当該政務調査費の」を「当該政務活動費に係る」に改め、同条を第6条とする。 第8条中「第14条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条を第7条とする。 別表を削る。 別記様式を次のように改める。</p>
--	---	---

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

会派名
代表者名 ㊟

会派結成届

高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の結成年月日
- 2 会派の名称
- 3 会派の代表者の氏名
- 4 会派の政務活動費経理責任者の氏名
- 5 会派の所属議員数
- 6 会派の所属議員の氏名

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

会派名
代表者名 ㊟

会派異動届

会派結成届で届け出ました内容について異動がありましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

項目	新	旧
会派の名称		
会派の代表者の氏名		
会派の政務活動費経理責任者の氏名		
会派の所属議員数		
異動のあった会派の所属議員の氏名	(新たに所属議員となった議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

会派名
代表者名 ㊟

会派解散届

会派を解散しましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派の解散年月日

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

高知県議会議長 ㊟

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

高知県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項(第2項)の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員(の異動・の解散)について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別添会派結成(異動・解散)届のとおり
- 2 議員について
別添議員名簿のとおり

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

会派名
代表者名 ㊟

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円
ただし、年 月分から 年 月分まで(所属議員数 名)
- 2 所属議員の氏名

第6号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

氏名 ㊟

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
ただし、年 月分から 年 月分まで

第7号様式(第5条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

会派名
代表者名 ⑧

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に関係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

会派名 _____

1 収入
政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位:円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金
_____ 円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

第8号様式(第5条関係)

年 月 日

高知県議会議長 様

氏名 ㊟

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に関係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

氏名 _____

1 収入
政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位:円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金
_____ 円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

附 則

(施行期日)

1 この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費（高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第3号）附則第3項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。